

令和6年度 川崎市魅力あふれる個店創出事業 公募要領

1 事業目的

意欲とアイデアのある市内の事業者及び事業者グループによる新商品開発、ブランド化や新事業展開・業態転換、デジタル化などの事業を支援することで、新たな連携・協働や先進的かつ意欲的な事業を創出し、市内商業の活性化を図ることを目的としています。

2 対象者

次の2つの区分のうち、どちらかに該当し、かつ次のチェックリストの事項を全て満たすものが申請できます。

申請者区分	定義
事業者	市内に店舗を有する中小企業事業者等
事業者グループ	市内に店舗を有する中小企業事業者等が原則3者以上集まり活動している任意団体（規約等で代表者の定めがあることが必要）

※ 中小企業事業者等とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条で規定するサービス業及び小売業に属する事業を主たる事業として営む会社及び個人、又は特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）の特定非営利活動法人のうち、法人税法上の収益事業を行っている法人を指します。

	小売業	サービス業
資本金	5,000万円以下	5,000万円以下
常時使用する従業員の数	50人以下	100人以下

【チェックリスト】

- 市民税を滞納していないこと。
- みなし大企業でないこと。（※）
- チェーン店又はフランチャイズ店でないこと。
- 事業申請時に市内に店舗を1年以上有していること。
- 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下暴力団）という。）又は同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。
- 法人の場合はその代表者及び役員、事業者グループの場合はその代表者のうちに暴力団員がいないこと。
- 暴力団員を自らの業務に従事させ、又は自らの業務の補助者として使用していないこと。
- 自らの事業活動について暴力団又は暴力団員により支配を受けているものと認められないこと。
- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業又はこれに類する風俗営業等を行っていないこと。
- 前年度に本事業の補助金交付を受けていないこと。

※みなし大企業…①発行済株式の総数又は出資金額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業
②発行済株式の総数又は出資金額の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業

3 対象事業

令和6年度中に新たに実施する次の事業で、事業効果が高いと認められたものが対象です。

対象事業の種類	事業例
新商品、共同ブランド等の開発	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の名産品を活用した新商品の開発 ・複数店舗連携による得意分野を活かした商品のブランド化
新事業展開・業態転換	<ul style="list-style-type: none"> ・地域や環境、社会的な課題の解決や顧客のニーズに合わせて行う新たなサービス（美容院の個室設置による新メニュー提供、パン屋のイートインスペース設置によるカフェ事業開始、等）
デジタル化推進	<ul style="list-style-type: none"> ・デジタル技術の活用による業務の効率化や新たな販路開拓 ・非対面型ビジネスモデルへの転換

※ 本市の他の補助等を受ける事業は対象外となります。

※ 国・県等の補助との併用は可能ですが、補助金額は国・県等の補助金額を控除した額に対して 1/2 以内の額となります。

4 対象期間

交付決定後～令和7年3月19日（水）の間で申請者が設定する事業実施期間

※ 当該期間内に準備、事業実施及び支払いを行う必要があります。

5 対象経費

次の経費が対象です。交付決定日以前に掛かった経費は対象と認められませんので御注意ください。

	経費区分	内 容
(1)	システム導入費	<ul style="list-style-type: none"> ・デジタル化推進のためのシステム・機器等導入費、設置・設定費用 ※ソフトウェア使用権を購入する場合、補助対象期間に相当する補助対象経費を按分して算出します。 例 新たな販路開拓のためのECサイト構築費、顧客管理や情報発信のためのアプリ開発費 対象外 既に導入されているシステム・機器の保守点検や交換にかかる費用など ・パソコン・タブレット端末・WEBカメラ・ウェアラブル端末・その他汎用性が高く目的外使用になりえるもの
(2)	施設整備費 (自動車等車両・船舶・動植物を除く)	<ul style="list-style-type: none"> ・店舗改装工事費 例 新たにイートイン/テイクアウトのための空間や作業スペースを造る費用 対象外 補助事業に関係しない既存設備の改修など ・在庫・設備処分費 例 事業変更のために不要となった機材や備品の粗大ごみなど処分費用 対象外 既存の事業における商品在庫の廃棄にかかる費用など ・備品購入費 例 レストランが新しく冷凍食品を商品として展開するための冷凍ショーケース購入費 対象外 自転車・事務用プリンター・複合機・カメラ・電話機・テレビ・ラジオ・その他汎用性が高く目的外使用になりえるもの
(3)	商品開発費	<ul style="list-style-type: none"> ・原材料費（試作のための原材料購入費） ※ 試作等に使用する数量のみを対象とし、補助事業期間内に使い切ることを原則とします。 ・消耗品費（消耗品の購入に要する経費） ・試験販売に係る経費（試験販売を行うために要する出店費用）
(4)	委託費	<ul style="list-style-type: none"> ・事業遂行に必要な業務の一部を第三者に委託するために支払われる経費
(5)	その他事務費	<ul style="list-style-type: none"> ・広報費（チラシ、リーフレット等作成費、事業の広報等に要する経費） 対象外 補助事業に関係のない個店のPRや既存商品・サービスの営業活動に活用されるものなど ・会議費（会議室使用料、資料作成費、印刷費） ・雑役務費（アルバイト代に要する経費） ※ 補助対象限度額は、川崎市会計年度任用職員（事務補助）の時給（1日8時間が上限） ・報償費（専門家等謝金）

- ※ 販売を目的とする経費（原材料費や製造委託費など）は対象外です。
- ※ 交付決定後に申請時に記載のない経費区分の経費が生じる場合は事前に変更申請が必要です。
- ※ 実績報告時には領収証の写しや購入品の数量等のわかる領収書・納品書の提出が必要になります。
- ※ 次に該当する経費は、補助対象経費であっても補助対象外となりますので御注意ください。
 - 各種許認可申請に要する費用、寄付金・負担金、印紙、振込手数料（取引先が負担しており、取引価格の内数になっている場合は除く）
 - 経費支出の証拠書類を準備できないもの
 - 事業実施期間より前に行われた発注・契約等に係る経費
 - 申請時に提出した収支予算書に記載のない経費
 - 事業実施期間を超えて経費の支払いを完了するもの（クレジットカードによる支払いの場合は引落日を支払い完了日とします。）
 - 補助金の申請書類や実績報告書の作成又は送付等に係る経費
 - 雑費などの間接経費（発注、購入又はリースした物品の送料を除く）
 - 申請者の関連会社（資本関係のある会社、役員を兼任している会社、代表者の3親等以内が経営する会社等）、又は代表者の親族を支払先とする経費
 - 公的資金の使途として、社会通念上不適切と認められる経費

6 補助内容

補助率	1/2以内
補助上限	30万円 (商店街加盟の場合は、50万円 ※)
最低事業費	10万円

※ 商業者グループでの申請の場合は、参画事業者の半数以上が商店街に加盟していることが条件です。

7 申請方法

募集期間中に次の①～④の申請書類に必要事項を御記入の上、【その他必要書類】と併せて郵送、持参又は簡易な電子申請ツールにて観光・地域活力推進部商業者支援担当までお申込みください。

- ①交付申請書（様式第1）
 - ②事業計画書（様式第1-2）
 - ③収支予算書（様式第1-3）
 - ④暴力団排除に係る誓約書
- } いずれも川崎市のホームページからダウンロードすることができます。

【その他必要書類】

- 直近年度の市民税納税証明書
 - 法人にあっては、発行から3か月以内の法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）
 - 個人にあっては、開業届又はそれに類するもの
 - パンフレットやHPの写しなど、商店の概要が分かるもの
- } 商業者グループの場合は代表者のみ

（商業者グループでの申請の場合）

- 構成員の事業所名や所在地を記載した名簿、代表者について定めがある規約等

（新事業展開・業態転換のために店舗改装を行う場合）

- 内装や外装など現状が確認できる写真

（商店街加盟店の場合）

- 商店街加盟が分かるもの

※ 上記以外にも市長が必要と認める書類の提出を求めることがあります。

8 審査方法

申請書提出後の審査会では、以下の5項目を基準に審査します。

審査項目	評価の視点	配点 (50点満点)
課題認識	具体的なデータなどを根拠に、現状の課題やニーズを捉えているか	5
事業内容	新たな取組であり、事業の主旨は明確か	15
実現性	実施体制や費用、スケジュール等に無理はないか	15
継続性・発展性	継続的に事業を行うことができ、更なる発展が期待できるか	10
地域連動	地域商業への貢献や波及が期待できるか にぎわいを作る魅力ある個店になるか	5

※ 審査会は原則オンラインで実施します。

※ 申請者は、審査員に対し事業内容についてプレゼンテーションを行っていただきます。

【採択条件】

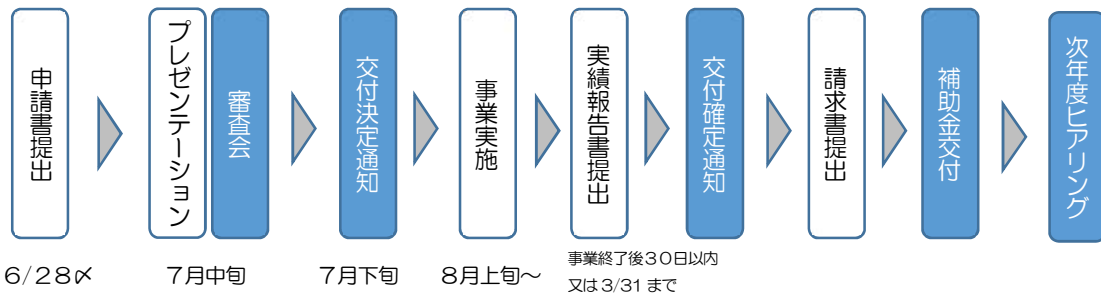
審査員による採点の平均30点（50点満点）を採択基準点数とし、下回る場合は不採択となります。
採択基準を超える申請の補助金の総額が予算を超える場合は、得点の上位者から順に採択を決定します。

9 募集期間

令和6年5月1日（水）～令和6年6月28日（金）（必着）

10 事業の流れ

白塗りが申請者の手続きです。まずは以下のお問合せ先に御相談ください。



※ 申請書提出前に書類の書き方について市へ相談することができます。また、事業計画については、川崎市産業振興財団の専門家よりアドバイスを受けるための案内も可能です。この場合、申請書提出締切までに2週間程度余裕をもってお問合せください。

※ 補助事業終了後に、市が状況に応じて完成した新商品や新事業の広報等を行います。

11 実績報告書の提出

事業実施期間終了後30日以内又は令和7年3月31日(月)のいずれか早い日までに報告書(様式第7)と【その他必要書類】を提出してください。なお、提出が遅れた場合は補助金をお支払いできない可能性があります。

【その他必要書類】

- 補助事業実績書(様式第7-2)
- 経費明細書(様式第7-3)
- 補助対象経費に係る支出の確認ができる書類の写し
- 事業の成果を証するもの
- その他の補助金の金額等が分かる書類の写し

※ 上記以外にも市長が必要と認める書類の提出を求めることがあります。

●最新の情報については、市ホームページをご確認ください。

【お問合せ・お申込み先】

川崎市 経済労働局 観光・地域活力推進部 商業・サービス業振興担当
〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地
電話：044-200-2330 メール：28syogyo@city.kawasaki.jp

【市HP（補助金ページ）】

URL <https://www.city.kawasaki.jp/280/page/0000018526.html>

